

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 需要及び供給の見通し（第三条） 第三章～第六章（略） 附則 （目的） 第一条 この法律は、<u>主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付、その安定的な供給を図るためのその売渡し等の業務を行う野菜供給安定基金の制度を確立することにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。</u> （定義）	目次 第一章（略） 第二章 需要の見通し（第三条） 第三章～第六章（略） 附則 （目的） 第一条 この法律は、<u>主要な野菜につき一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、一定の消費地域におけるその価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、当該消費地域におけるその安定的な供給を図るためのその売渡し等の業務を行う野菜供給安定基金の制度を確立することにより、その主要な野菜についての当該生産地域における生産及び当該消費地域に対する出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。</u> （定義）

第二条	第二条 この法律において「指定消費地域」とは、野菜の消費上重要であり、かつ、相当の人口を有する都市及びその周辺の地域であつて、政令で定めるものをいう。
この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。	2 この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。
第二章 需要及び供給の見通し	第二章 需要の見通し (需要の見通し)
第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、指定野菜の需要及び供給の見通しをたて、これを公表しなければならない。	第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、関係都道府県知事の意見をきいて指定消費地域における指定野菜の需要の見通しをたて、これを公表しなければならない。
2 農林水産大臣は、前項の需要及び供給の見通しをたてるため必要があるときは、関係都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。	2 農林水産大臣は、前項の需要の見通しをたてるため必要があるときは、関係都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
3 農林水産大臣は、第一項の需要及び供給の見通しをたてようとするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。	3 農林水産大臣は、第一項の需要の見通しをたてようとするときは、学識経験を有する者の意見をきかなければならない。
(野菜指定産地の指定)	(野菜指定産地の指定)
第四条 農林水産大臣は、指定野菜の種別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であつて、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものを野菜指定産地として指定することができる。	第四条 農林水産大臣は、指定野菜の種別ごとに、その区域から指定消費地域に対する当該指定野菜の出荷が行なわれる一定の生産地域であつて、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものを野菜指定産地として指定

2 (略) 一 (略)	2 (略) 一 (略) 二 その区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に対する出荷数量が、農林水産省令で定める数量に達しているか、又はこれに達する見込みが確実であること。
三 (略) 3 農林水産大臣は、指定野菜の種別ごとに、野菜指定産地からの当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、前条第一項の規定により公表した需要及び供給の見通しに即するように、第一項の規定による指定をするものとする。	三 (略) 3 農林水産大臣は、指定野菜の種別ごと及び指定消費地域ごとに、野菜指定産地からの当該指定消費地域に対する当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、前条第一項の規定により公表した需要の見通し等から推定される当該指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に即するように、第一項の規定による指定をするものとする。
4 農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該区域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。	4 農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該区域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。
5 (略) (生産出荷近代化計画の樹立)	5 (略) (生産出荷近代化計画の樹立)
第八条 (略) 2 生産出荷近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	第八条 (略) 2 生産出荷近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項	一 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

二・三（略） 3 生産出荷近代化計画の内容は、第三条第一項の規定により公表された需要及び供給の見通しに照らして適当なものであり、かつ、当該野菜指定産地の区域の自然的経済的条件に適合するものでなければならぬ。 4 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林水産省令で定める農業団体等の意見を聴かなければならぬ。	る事項 二・三（略） 3 生産出荷近代化計画の内容は、第三条第一項の規定により公表された需要の見通し等から推定される関係指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に照らして適当なものであり、かつ、当該野菜指定産地の区域の自然的経済的条件に適合するものでなければならぬ。 4 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林水産省令で定める農業団体等の意見をきかなければならぬ。
（目的） 第十条 野菜供給安定基金は、指定野菜について、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付、その安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡しその他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行うことを目的とする。	（目的） 第十条 野菜供給安定基金は、指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があつた場合における出荷団体を通ずる生産者補給金の交付、指定消費地域におけるその安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡しその他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行うことを目的とする。
（業務） 第十五条 基金は、次に掲げる業務を行う。 一 指定野菜の価格の著しい低落があつた場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の出荷に関し基金が行う登録を受けた出荷団	（業務） 第十五条 基金は、次に掲げる業務を行う。 一 指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落（政令で定める指定野菜の種別ごとに政令で定める指定消費地域における当該種別に属する指定野菜に係るものに限る。）があつた場合にお

体（以下「登録出荷団体」という。）との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下この号において「委託生産者」という。）及び基金が行う登録を受けた対象野菜の生産者（以下「登録生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体にに対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。

二 登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体又は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付すること。

三 農林水産省令で定める指定野菜の安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡しを行うこと。

四 野菜の安定的な供給を図るための保管施設の設置及び管理を行うこと。

五 民法第三十四条の規定により設立された法人が行う対象野菜以

いて、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜で当該政令で定める種別に属するものをいう。以下同じ。）の出荷に関し基金が行う登録を受けた出荷団体（以下「登録出荷団体」という。）との間に農林水産省令で定める委託関係のあるその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付するため、登録出荷団体にに対し生産者補給交付金を交付すること。

二 指定消費地域における農林水産省令で定める指定野菜の安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡しを行うこと。

三 指定消費地域における野菜の安定的な供給を図るための保管施設の設置及び管理を行うこと。

四 民法第三十四条の規定により設立された法人が行う対象野菜以

外の野菜（指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第一号又は第二号の業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についての助成を行うこと。

六・七（略）

2 基金は、前項の規定により行う業務のほか、指定野菜の安定的な供給を確保することが特に困難であると認められる場合においてその出荷を促進するための出荷団体に対する助成その他野菜の安定的な供給を図るため特に必要な事業として農林水産省令で定めるものについての助成を行うことができる。

3 第一項第一号の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

4 基金は、第一項第一号及び第二号に掲げる業務については、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行つてはならない。

（出荷団体及び生産者の登録）

第十六条 前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する出荷団体は、対象野菜を出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部

外の野菜（指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第一号の業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についての助成を行うこと。

五・六（略）

2 基金は、前項の規定により行う業務のほか、指定消費地域における指定野菜の安定的な供給を確保することが特に困難であると認められる場合において当該指定消費地域に対するその出荷を促進するための出荷団体に対する助成その他野菜の安定的な供給を図るため特に必要な事業として農林水産省令で定めるものについての助成を行うことができる。

3 第一項第一号の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び指定消費地域に対する出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

4 基金は、第一項第一号に掲げる業務については、同号の政令で定める指定野菜の種別又は指定消費地域を限定して、その業務を行つてはならない。

（出荷団体の登録）

第十六条 前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する出荷団体は、対象野菜をその種別に係る同号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一の野菜

とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体にあつては、農林水産省令で定めるものに限る。

一五（略）

2 前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で定める面積に達しているものとする。

3 基金は、前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する出荷団体又は生産者から同号の登録の申請があつたときは、正当な理由がないのに、その登録を拒んではならない。

4 前三項に規定するもののほか、前条第一項第一号の登録に関して必要な事項は、定款で定める。

（負担金）

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第一号の生産者補給交付金若しくは生産者補給金又は同項第二号の交付金（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるため、登録出荷団体又は登録生産者から負担金を徴することができる。

（資金）

第十九条 基金は、前条の負担金並びに登録出荷団体及び登録生産者以外の者から生産者補給交付金等の交付に充てることを条件として

指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体にあつては、農林水産省令で定めるものに限る。

一五（略）

2 基金は、前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する出荷団体から同号の登録の申請があつたときは、正当な理由がないのに、その登録を拒んではならない。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項第一号の登録に関して必要な事項は、定款で定める。

（負担金）

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第一号の生産者補給交付金（以下「生産者補給交付金」という。）の交付に充てるため、登録出荷団体から負担金を徴することができる。

（資金）

第十九条 基金は、前条の負担金及び登録出荷団体以外の者から生産者補給交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を、

交付された金銭を、生産者補給交付金等の交付に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。 一〇三（略）	生産者補給交付金の交付に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。 一〇三（略）
（定款） 第三十条 基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	（定款） 第三十条 基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一〇六（略） 七 出荷団体及び生産者の登録に関する規定 八〇十（略） 二（略）	一〇六（略） 七 出荷団体の登録に関する規定 八〇十（略） 二（略）
（勧告） 第五十九条 農林水産大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、対象野菜の出荷の安定を図る必要があるときは、当該対象野菜を出荷する者に対し、その合理的かつ計画的な出荷に關必要な勧告をすることができる。	（勧告） 第五十九条 農林水産大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に対する出荷の安定を図る必要があるときは、当該野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対し、その合理的かつ計画的な出荷に關し必要な勧告をすることができる。
第六十二条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。	第六十二条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)	第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、 <u>二十万円</u> 以下の過料に処する。 一、四 (略)
2 (略)	第六十三条 次の各号の <u>一</u> に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、 <u>三万円</u> 以下の過料に処する。 一、四 (略)
第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>十万円</u> 以下の過料に処する。 一、二 (略)	第六十四条 次の各号の <u>一</u> に該当する者は、 <u>一万円</u> 以下の過料に処する。 一、二 (略)